

第213号(令和7年10月24日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

## 目 次

頁

## [条例]

- △ 横浜市手数料条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 4

## [規則]

- △ 横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 5

- △ 横浜市中央職業訓練校条例施行規則の一部を改正する規則【経済局雇用労働課】 6

- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 7

## [告示]

- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 8

## [公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 15

- △ 同 【経済局商業振興課】 17

- △ 横浜市技能文化会館の指定管理者の指定【経済局雇用労働課】 19

- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 20

- △ 地域計画の案の縦覧【みどり環境局農政推進課】 21

- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 22

- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 23

- △ 事後調査結果報告書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 24

- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 25

- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 26

- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】 27

- △ 同 【建築局都市計画課】 28

- △ 同 【建築局都市計画課】 29

- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 30

- △ 同 【建築局都市計画課】 31

- △ 同 【建築局都市計画課】 32

- △ 同 【建築局都市計画課】 33

- △ 同 【建築局都市計画課】 34

- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 35

△ 同	【建築局調整区域課】	36
△ 同	【建築局調整区域課】	37
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止 【建築局建築指導課】		38
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止 【建築局建築指導課】		39
△ 同	【建築局建築指導課】	40
△ 同	【建築局建築指導課】	41
△ 同	【建築局建築指導課】	42
△ 同	【建築局建築指導課】	43
△ 同	【建築局建築指導課】	44
△ 同	【建築局建築指導課】	45
△ 同	【建築局建築指導課】	46
△ 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可 【都市整備局市街地整備調整課】		47
△ 市街地再開発組合の事業計画変更の認可 【都市整備局市街地整備調整課】		48
△ 関内駅前港町地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧 【都市整備局市街地整備調整課】		49
△ 関内駅前北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧 【都市整備局市街地整備調整課】		50
[水道局]		
△ 職員の懲戒処分 【人事課】		51
△ 同	【人事課】	52
[交通局]		
△ 横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程を廃止する規程 【高速鉄道本部営業課】		53
△ 横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程 【高速鉄道本部営業課】		54
△ 横浜市高速鉄道I Cカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程 【高速鉄道本部営業課】		59
△ 横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程 【総務課】		61
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程 【自動車本部営業課】		62
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正 【路線計画課】		63
△ 地域限定共通1日乗車券の発売 【自動車本部営業課】		65
[教育委員会]		
△ 職員の懲戒処分 【南部学校教育事務所教育総務課】		73
[監査委員]		
△ 住民監査請求（令和7年5月13日受付）に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表 【監査管理課】		74
[市会]		
△ 横浜市会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程の一部改正 【議事課】		78



---

## 条例

---

横浜市手数料条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第48号

横浜市手数料条例及び横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

(横浜市手数料条例の一部改正)

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第125号の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第125号の2の2中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第2条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第56条の2第2項中「第137条の12第4項」を「第137条の12第9項」に改め、同条第3項中「第137条の12第5項」を「第137条の12第10項」に改め、同条第4項及び第5項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

---

## 規則

---

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第82号

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市職員厚生会に関する条例施行規則（昭和24年7月横浜市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種別及び」を削り、同条第1項中「種別及び」を削り、「次のとおり」を「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第1条に規定する職員、市長の事務部局の職員、議会局の職員、教育委員会事務局の職員、選挙管理委員会事務局の職員、監査事務局の職員、人事委員会事務局の職員、農業委員会の職員、消防職員、医療局病院経営本部の職員及び横浜市職員厚生会の職員」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「前項」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

会は、会員から給料月額に1,000分の5を超えない範囲内において会長が定める割合を乗じて得た額を会費として徴収する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市中央職業訓練校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第83号

横浜市中央職業訓練校条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市中央職業訓練校条例施行規則（昭和45年3月横浜市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表I T・Webプログラミング科の項の次に次のように加える

。

I T・デジタル技術活用科	3箇月	30
---------------	-----	----

別表医療・調剤事務OA科の項中「医療・調剤事務OA科」を「医療・調剤・介護事務科」に改め、同表介護総合科の項及び介護・医療事務OA科の項を削り、同表パソコン基礎科の項中「2箇月」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第84号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第137条の12第6項及び第7項」を「第137条の12第11項及び第12項」に改める。

別表第1<sup>(59)</sup>の2の項中「第137条の12第4項」を「第137条の12第9項」に、「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

## 告示

横浜市告示第410号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和7年10月1日	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	西区みなとみらい三丁目7番3号	眼科	視覚障害	佐藤里櫻
同	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	南区浦舟町4丁目57番地	眼科	視覚障害	北畠将平
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害	崎川彩
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害	甘利泰伸
同	ホームケアクリニック横浜港南	港南区港南台三丁目22番15号	リハビリテーション科・内科	音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害	秋本知則
同	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	南区浦舟町4丁目57番地	小児科	肢体不自由	坂田雄祐
同	城整形外科	保土ヶ谷区和田二丁目3番	整形外科・リウマチ	肢体不自由	加世田圭一郎

		3 号	科・リ ハビリ テーシ ヨン科		
同	横浜市立み なと赤十字 病院	中区新山 下三丁目 12番1号	整形・ 手外科 部	肢 体 不 自 由	田 中 雄 太
同	聖マリアン ナ医科大学 横浜市西部 病院	旭区矢指 町 1,197 番地の 1	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	本 村 悠 真
同	公立大学法 人横浜市立 大学附属病 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	稗 田 裕 太
同	西谷内科・ 在宅クリニ ック	保土ヶ谷 区西谷四 丁目 5 番 8 号	内 科	肢 体 不 自 由	飯 野 貴 明
同	横浜市立市 民病院	神奈川区 三ツ沢西 町 1 番 1 号	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	斎 藤 桂 樹
同	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済 生会横浜市 東部病院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	循 環 器 内 科	心 臓 機能 障 害	門 間 周
同	医療法人健 生会朝倉病 院	港南区下 永谷五丁 目 81 番 12 号	内 科 ・ 循 環 器 内 科	心 臓 機能 障 害	相 澤 広 太 郎
同	公立大学法 人横浜市立 大学附属病 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	循 環 器 内 科	心 臓 機能 障 害	堀 米 旭
同	社会福祉法	鶴見区下	循 環 器	心 臓 機能	深 川 知 哉

	人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済 生会 横浜市 東部病院	末吉三丁 目 6番 1 号	内科	障害	
同	公立大学法 人 横浜市立 大学附属病 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	循環器 内科	心臓機能 障害	石井 怜
同	公立大学法 人 横浜市立 大学附属病 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	金子 彩美
同	公立大学法 人 横浜市立 大学附属市 民総合医療 センター	南区舟町 4丁目 57番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	前田 千尋
同	公立大学法 人 横浜市立 大学附属病 院	金沢区福 浦三丁目 9番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	井澤 亜美
同	昭和医科大 学藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	清水 翔平
同	東戸塚みど り在宅クリ ニック	戸塚区品 濃町 513 番地の 7	内科・ 緩和ケ ア内科 ・老年 内科	呼吸器機 能障害	大中 真之介
同	社会福祉法 人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済 生会 横浜市 南部病院	港南区港 南台三丁 目 2番 10 号	腎臓高 血压内 科	じん臓機 能障害	小澤 萌枝
同	社会福祉法 人 親善福祉	泉区西が 岡一丁目	腎臓・ 高血圧	じん臓機 能障害	堀米 麻里

	協会国際親善総合病院	28番地の1	内科		
同	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	旭区矢指町 1, 197番地の1	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	佐々木 雅英
同	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	金沢区六浦東一丁目 21番 1号	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	河原 慎之輔
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町 1番 1号	消化器内科	肝臓機能障害	森岡 晃平
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町 1番 1号	眼科	視覚障害	北原 あゆみ
同	木崎眼科	青葉区青葉台二丁目 9番 10号	眼科	視覚障害	木崎 順一郎
同	医療法人社団昭仁会池田耳鼻咽喉科医院	緑区中山一丁目 6番 1号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害	由井 宏道
同	能見台みみはなのどクリニック	金沢区能見台東3丁目 1番	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	岩村 均
同	ゆめが丘みかみ耳鼻咽喉科	泉区ゆめが丘 30番地の2	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音	三上 公志

				声機能・ 言語機能 又はそし やく機能 障害	
同	やまぐち耳 鼻咽喉科・ 小児科クリ ニック	金沢区富 岡西七丁 目19番11 号	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし やく機能 障害	村上亮介
同	独立行政法 人国立病院 機構横浜医 療センター	戸塚区原 宿三丁目 60番2号	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しやく機 能障害	鈴木幸二
同	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済 生会東神奈 川リハビリ テーション 病院	神奈川区 西神奈川 一丁目13 番地の10	リハビ リテー ション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ しやく機 能障害、 肢体不自 由	安西敦子
同	医療法人社 団明芳会横 浜新都市脳 神経外科病 院	青葉区荏 田町433 番地	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しやく機 能障害、 肢体不自 由	鈴木脩斗
同	医療法人社 団明芳会横 浜新都市脳 神経外科病 院	青葉区荏 田町433 番地	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しやく機 能障害、 肢体不自 由	角真佐武

				由	
同	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第2病院	戸塚区吉田町 579番地の1	リハビリテーション科	音声機能・言語機能又はそしやすく機能障害、肢体不自由	渡邊修
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目 30番地	整形外科	肢体不自由	佐藤敦
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目 12番1号	整形・脊椎外科部	肢体不自由	田中寛来
同	医療法人横浜医仁上田クリニック	神奈川区泉町 6番地の1	脳神経外科・内科・外科	肢体不自由	上田啓太
同	医療法人五星会菊名記念病院	港北区菊名四丁目 4番27号	心臓血管外科	心臓機能障害	勝部年雄
同	昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央 35番1号	心臓血管外科	心臓機能障害	寺田拡仁
同	社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院	泉区西が岡一丁目 28番地の1	循環器内科	心臓機能障害	永嶋善幸
同	瀬谷いろどりハート内科クリニック	瀬谷区下瀬谷二丁目 9番3号	内科・循環器内科	心臓機能障害	五十嵐巖
同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目 6番1号	循環器内科	心臓機能障害	毛利晋輔

同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番1号	循環器内科	心臓機能障害	杉崎雄太
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	循環器内科	心臓機能障害、呼吸器機能障害	小浦貴裕
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	阿河昌治
同	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	南区浦舟町4丁目57番地	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	上野大樹
同	昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	齋藤克幸
同	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	南区浦舟町4丁目57番地	消化器病センター外科	ぼうこう又は直腸機能障害	沼田正勝
同	ゆずの木在宅クリニック	泉区上飯田町1,090番地の12	内科	肝臓機能障害	田中聰

## 公 告

## 横浜市公告第 587 号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J o y f u l G a r d e n C i t y

南区別所一丁目14番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社S M B C信託銀行

代表取締役 吉岡史人

東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

## (3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 谷 司朗 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 吉岡史人 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	青山商事株式会社 代表取締役 青山理 広島県福山市王子町1丁目3番5号 ほか10者	青山商事株式会社 代表取締役 遠藤泰三 広島県福山市王子町1丁目3番5号 ほか9者

## (4) 変更の年月日

令和7年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年10月7日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第588号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピーコックストア磯子店  
磯子区森一丁目6番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ジャパンエステート株式会社  
代表取締役 西田 宏  
大阪市中央区今橋2丁目5番8号

## (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンマーケット株式会社 代表取締役 豊田 靖彦 東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号 ほか2者	イオンマーケット株式会社 代表取締役社長 乾 哲也 東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号 ほか2者

## (4) 変更の年月日

平成30年3月1日ほか

## (5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

## 2 届出年月日

令和7年10月10日

## 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 589 号

横浜市技能文化会館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市技能文化会館の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都港区 三田3丁目 5番19号	株式会社明日葉 代表取締役社長 大隈太嘉志	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

## 横浜市公告第590号

## 公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
本牧ななかよし公園	中区本牧原 16番の1	別図のとおり 3,000 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年 11月4日 から令和 8年3月 31日まで
奈良町第七公園	青葉区奈良 町2,415番 の210	別図のとおり 1,217 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和7年 11月1日 から令和 8年2月 13日まで

別図（省略）

横浜市公告第 591 号

地域計画の案の縦覧

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を策定しそれを変更するため、同条第7項の規定により、次のとおりその案を利害関係人の縦覧に供する。

なお、当該案に意見がある利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課

2 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第 592 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

港北区新羽町字南上町 610 番の1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふつ素及びその化合物

横浜市公告第 593 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和6年8月横浜市公告第406号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
保土ヶ谷区狩場町 295 番の2の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 594 号

事後調査結果報告書の提出

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第38条第3項の規定に基づき、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業に係る事後調査結果報告書の提出があった。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第 595 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 10月1日	30282	有限会社タツ ミ設備工業	多 積 知 之	(新)相模原市中央区相模原4丁目4番18号
				(旧)青葉区田奈町49番地の4

横浜市公告第 596 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30591	三好屋設備	南区六ツ川二丁目 116番地の5	令和7年10月4日
00598	矢島工業株式会社	泉区中田東四丁目 48番2—309号	令和7年10月6日

横浜市公告第 597 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
あざみ野四丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

青葉区あざみ野四丁目地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 598 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
瀬谷特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

瀬谷区東野、東野台及び瀬谷町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 599 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
仏向町外野特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

保土ヶ谷区仏向町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第600号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

三保町東谷特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区三保町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公告第 601 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
寺家町居谷戸特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

青葉区寺家町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公告第 602 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
十日市場町笹山特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区十日市場町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公告第 603 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

中田東一丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

泉区中田東一丁目地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公告第 604 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
長津田町長月特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区長津田町地内

3 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuranh/houteijyuuann.html>）

横浜市公 告 第 605 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和5年9月4日第2023開802号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

泉区中田西四丁目157番30号

社会福祉法人きらめき会

理事長 久岡重樹

3 開発区域に含まれる地域の名称

旭区西川島町116番の12、116番の13、116番の15及び116番の16の各一部、116番の18から116番の21まで、116番の24、117番の1、117番の3、117番の4、118番の1の一部、118番の5の一部、118番の10、118番の13、118番の17、118番の18並びに146番の58の一部

横浜市公 告 第 606 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年1月7日第2024開1812号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区南軽井沢5番地の1

株式会社あさひハウジングセンター

代表取締役 香山裕司

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区池辺町2,089番の2の一部、2,102番の1及び2,102番の9から2,102番の13まで

横浜市公 告 第 607 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年3月25日第2024開1725号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町3丁目2番22号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林重行

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区美しが丘西二丁目7番の5及び7番の21から7番の31まで

横浜市公告第608号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年10月14日

2 廃止する道路の幅員

4.00 m

3 廃止する道路の延長

32.59 m

4 廃止の場所

港北区新羽町 1,496番の3地先から 1,496番の8地先まで

横浜市公告第609号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第2025・2・1号

2 廃止年月日

令和7年10月8日

3 廃止部分の道路の幅員

5.50m

4 廃止部分の道路の延長

4.00m

5 廃止の場所

神奈川区大口通103番の2、126番の2及び126番の4の各一部

横浜市公告第610号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第41・64号

2 廃止年月日

令和7年10月14日

3 廃止部分の道路の幅員

5.50m

4 廃止部分の道路の延長

33.83m

5 廃止の場所

中区本牧満坂 187番の59地先から 187番の111地先まで

横浜市公告第611号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第56・6・8号

2 廃止年月日

令和7年10月6日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50m

4 廃止部分の道路の延長

147.50m

5 廃止の場所

港南区日野南四丁目 5,889番の7地先から 5,895番の12地先まで及び 5,895番の18地先から 5,895番の34地先まで並びに 5,891番の6地先から 5,899番の1地先まで

横浜市公告第612号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第41・106号

2 廃止年月日

令和7年10月9日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50m及び6.00m

4 廃止部分の道路の延長

56.25m

5 廃止の場所

旭区金が谷一丁目799番の14地先から801番の126地先まで及び801番の121地先から801番の160地先まで

横浜市公告第 613 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第18・8・14号

2 廃止年月日

令和7年10月8日

3 廃止部分の道路の幅員

1.00 m

4 廃止部分の道路の延長

15.10 m

5 廃止の場所

旭区本宿町77番の117

横浜市公告第614号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第43・30号

2 廃止年月日

令和7年10月7日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50m及び6.50m

4 廃止部分の道路の延長

278.50m

5 廃止の場所

栄区若竹町492番の4地先から492番の30地先まで、492番の18地先から492番の102地先まで、492番の19地先から492番の56地先まで、492番の28地先から492番の69地先まで及び492番の43地先から492番の61地先まで

横浜市公告第 615 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年10月7日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

25.30 m

4 廃止の場所

南区蒔田町 935番の1、935番の2及び936番の1の各一部

横浜市公告第 616 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年9月22日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

2.31 m

4 廃止の場所

戸塚区原宿二丁目 458番の66

## 横浜市公告第617号

## 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

## 1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

## 2 事業施行期間

令和7年4月25日から令和15年3月31日まで

## 3 施行地区

中区尾上町2丁目23番の2、23番の4の一部、25番、26番、27番の1及び27番の2並びに真砂町2丁目11番の2、12番の1、12番の2、13番の1、13番の2、14番の1、14番の2、15番、16番の1から16番の3まで、17番の1から17番の3まで、18番の2、22番、22番の1、22番の2、23番、24番の1、24番の2、26番、27番及び3丁目33番の2の一部並びに港町2丁目3番の2、3番の4、6番、7番、8番の1、8番の2、9番及び3丁目10番の2の一部

## 4 事務所の所在地

中区港町2丁目9番地

## 5 設立認可の年月日

令和7年4月25日

## 6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和7年4月25日から 令和15年3月31日まで	令和7年4月25日から 令和16年3月31日まで

## 7 定款及び事業計画変更の認可年月日

令和7年10月24日

横浜市公告第 618 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 組合の名称

関内駅前北口地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和7年6月25日から令和15年3月31日まで

3 施行地区

中区真砂町3丁目33番の1、33番の2の一部、33番の3、33番の4、34番の1から34番の6まで、35番の1、35番の2、36番、36番の2、36番の3、37番の1から37番の3まで、38番の1及び38番の3並びに万代町1丁目7番の7の一部並びに蓬萊町1丁目7番の6の一部並びに港町2丁目9番の2の一部、9番の3の一部及び3丁目10番の1、10番の2の一部、10番の3、10番の4、11番の1から11番の4まで、12番の1から12番の4まで、13番、14番及び14番の4

4 事務所の所在地

中区真砂町3丁目33番地

5 設立認可の年月日

令和7年6月25日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和7年6月25日から令和15年3月31日まで	令和7年6月25日から令和16年3月31日まで

7 事業計画変更の認可年月日

令和7年10月24日

横浜市公告第 619 号

関内駅前港町地区市街地再開発組合の定款及び事業計画  
の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、関内駅前港町地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

横浜市公告第620号

関内駅前北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、関内駅前北口地区市街地再開発組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年10月24日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

---

水道局

---

水道局公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和7年10月17日懲戒処分に付した。

令和7年10月24日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡秀一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
水道局総務部人材開発課	技能職員	矢尾谷貴以	停職3箇月

水道局公告第5号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和7年10月17日懲戒処分に付した。

令和7年10月24日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡秀一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
水道局給水サービス部三ツ境水道事務所	技術職員	関澤但紘	停職6箇月

---

交通局

---

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程を廃止する規程をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村庄一

交通局規程第14号

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程を廃止する規程

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月9日交通局規程第9号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

交通局規程第15号

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）第6条の2及び横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）第4条の3の規定に基づき、高速鉄道と乗合自動車との共通1日乗車券の種類並びに運賃及び料金（以下「運賃」という。）並びにその発売及び取扱い等に関する必要な事項を定めるものとする。

(種類及び運賃)

第2条 横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券（以下「共通1日乗車券等」という。）の種類及び運賃は、次のとおりとする。

共通1日乗車券	大人	830円
	小児（12歳未満の者）	420円
身体障害者等割引共通1日乗車券		
	大人	420円
	小児（12歳未満の者）	210円

2 前項の規定にかかわらず、交通事業管理者（以下「管理者」という。）は、事業上特に必要があると認めるとときは、同項に規定する種類以外の共通1日乗車券等を発売することができる。

(発売)

第3条 共通1日乗車券等は、高速鉄道及び乗合自動車の全線において旅客の指定する日（以下「乗車指定日」という。）に乗車する場合に発売する。

2 身体障害者等割引共通1日乗車券は、高速鉄道及び乗合自動車の全線において乗車指定日に乗車する場合で、横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和47年12月交通局規程第27号。以下「高速鉄道規程」という。）及び横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「乗合自動車規程」という。）に定める要件を満たす場合に発売する。

(発売場所)

第4条 共通1日乗車券等は、次に掲げる場所で発売する。

(1) 高速鉄道の各駅

(2) 乗合自動車規程第26条第1項に規定する定期券の発売場所

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する場所以外で、共通1日乗車券等を発売することができる。

(発売時間)

第5条 共通1日乗車券等の発売時間は、管理者が別に定める。

(券面表示事項が不明の共通1日乗車券等)

第6条 共通1日乗車券等は、その券面表示事項が不明になったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない共通1日乗車券等を所持する旅客は、これらを第4条に定める共通1日乗車券等の発売場所に提出して引換えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から引換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が当該乗車券の表示事項により判別できるときに限って、当該乗車券と引換えにその乗車券と同一のものを発行する。

4 前3項の規定は、裏面の磁気情報が不良となつた乗車券について準用する。

(通用期間)

第7条 共通1日乗車券等の通用期間は、1日とする。

(回収)

第8条 管理者は、共通1日乗車券等を所持する旅客が、次のいずれかに該当する場合は、その共通1日乗車券等を無効として回収する。

- (1) 通用期間を経過した共通1日乗車券等を使用したとき。
- (2) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を塗り消し、又は改変して使用したとき。
- (3) その他共通1日乗車券等を不正乗車の手段として使用したとき。

(不正乗車の場合の運賃等の收受)

第9条 前条の規定により共通1日乗車券等を回収した場合において、当該不正乗車が高速鉄道でなされたときには高速鉄道の1区間及び2区間を各1回乗車したものとして計算した普通旅客運賃又は身体障害者等割引普通旅客運賃及びその2倍の割増運賃を、乗合自動車でなされたときには乗合自動車の普通系統を普通乗車券又は身体障害者等割引普通乗車券により3回乗車したものとして計算した運賃及びその同額の割増運賃をあわせて收受する。

(様式及び記号)

第10条 共通1日乗車券等の様式は、磁気券にあっては第1号様式、紙券にあっては第1号様式の2、ICカードにあっては第1号様

式の3、デジタル版にあっては第1号様式の4のとおりとする。  
(運賃の払戻し)

第11条 旅客は、共通1日乗車券等を購入後、その共通1日乗車券等が不要となつた場合は、使用開始前（前条に規定する第1号様式の2にあっては、利用日付の記載がないもの）に限り、これを各駅又は乗合自動車規程第65条第1項に規定する料金の払戻場所に提出し、運賃の払戻しを請求することができる。この場合において、旅客は、共通1日乗車券等1枚につき100円の手数料を支払わなければならない。

(運行中止の場合の共通1日乗車券等の取扱い)

第12条 天災その他の理由により、高速鉄道及び乗合自動車の全線において運行を中止した場合で、管理者が必要と認めるときは、その運行を中止した日を乗車指定日とする共通1日乗車券等を所持する旅客に対し、前条に規定する場所において、その運賃の払戻しを行うものとする。この場合においては、手数料は、徴収しない。

(乗車券類の廃札)

第13条 乗車券類は、次のいずれかに該当する場合は、廃札とし、高速鉄道本部駅務管理所長又は自動車本部営業課長に送付するものとする。

- (1) 日付その他の券面表示事項の誤刷、誤記又は不鮮明なとき。
- (2) 発行の際に切断を要する乗車券類の切断箇所を誤ったとき。
- (3) 損傷又は汚損したとき。
- (4) 番号が重複しているとき。
- (5) 誤って発行して発行当日中に他の乗車券類と引換えをしたとき。
- (6) 複写式の乗車券類を書損じの理由で廃紙にしたとき。
- (7) 様式改正、設備改廃等によって不要となつたとき。

(高速鉄道規程等の適用)

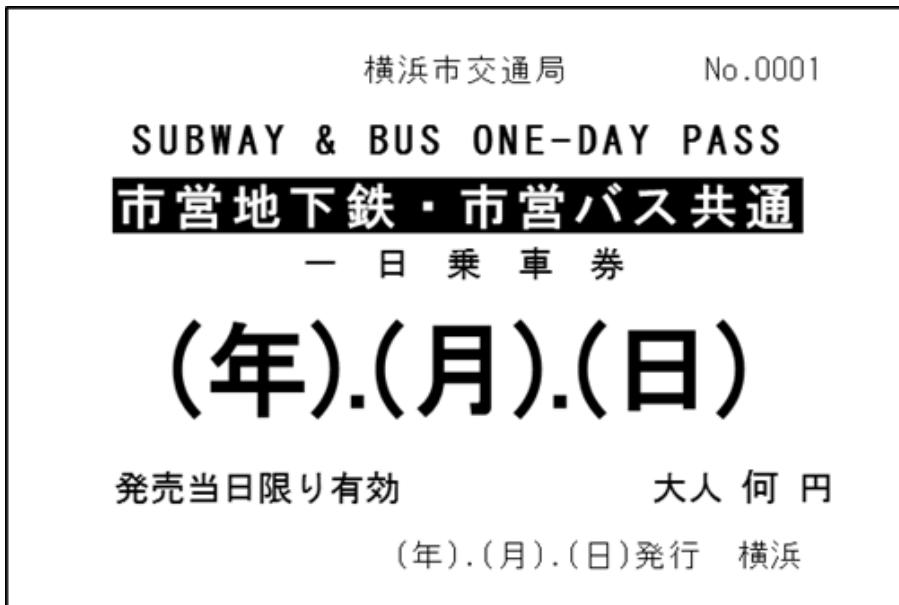
第14条 この規程に定めるもののほか、共通1日乗車券等に関する事項は、高速鉄道規程及び乗合自動車規程の定めるところによる。

2 この規程に規定していない事項又は異例の取扱いを必要とする事項については、別に定めるものを除いて、その事情を述べて高速鉄道本部長又は自動車本部長の指示を受けなければならない。

#### 附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

第1号様式（第10条）  
磁気券（例示）



（裏面磁気膜）

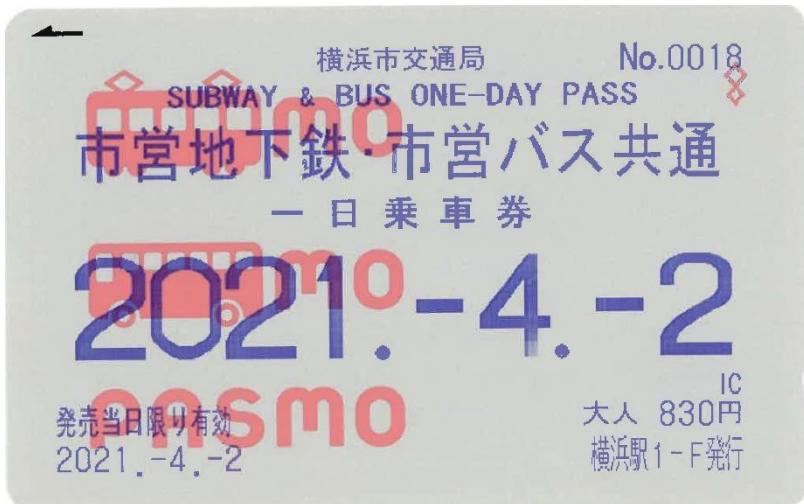
備考 縦 5.75 センチメートル  
横 8.50 センチメートル

第1号様式の2（第10条）  
紙券（例示）



備考 縦 5.75 センチメートル  
横 8.50 センチメートル

第1号様式の3（第10条）  
ICカード（例示）



第1号様式の4（第10条）  
デジタル版（例示）



横浜市高速鉄道ＩＣカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

交通局規程第16号

横浜市高速鉄道ＩＣカード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程

(横浜市高速鉄道ＩＣカード乗車券取扱規程の一部改正)

第1条 横浜市高速鉄道ＩＣカード乗車券取扱規程（平成30年3月交通局規程1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月交通局規程第9号）」を削る。

(横浜市高速鉄道モバイルＩＣ乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 横浜市高速鉄道モバイルＩＣ乗車券取扱規程（令和2年8月交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月交通局規程第9号、以下「発売規程」という。）」を削る。

(横浜市高速鉄道乗車規程の一部改正)

第3条 横浜市高速鉄道乗車規程（平成27年3月交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(駅構内及び車内における禁止事項)

第5条 旅客及び公衆は、駅構内及び車内において次の行為をしてはならない。

- (1) 満員、故障等のため、係員が乗車を拒絶しているにもかかわらず、無理に乗車すること。
- (2) 運転中の運転士に話しかけること。
- (3) 乗務員室及び線路内に立ち入ること。
- (4) 係員等の許可なく他の旅客又は公衆に対し、寄附を求め、又は物品の配布若しくは販売すること。
- (5) 係員等の許可なく演説、説教、勧誘又は広告をすること。
- (6) 前2号のほか、係員等の許可なく営利を目的とした行為をすること。
- (7) 許可された箇所以外での喫煙、又はたん若しくはつばを吐くこと。
- (8) 車内において飲食をすること。
- (9) 紙くずその他不潔なものを捨てるのこと。

- (10) 車内において顔や手足を車外に出し、又はホームにおいて顔や手足をホームドアの外側に出すこと。
- (11) 掲示、広告及び腰掛けその他の機械器具類を破損し、汚損し、又はもてあそぶこと。
- (12) 放歌、高声を発し、又は騒ぐこと。
- (13) 公の秩序をみだし、又は風俗を害する行為をすること。
- (14) 通行及び立入禁止の区域に立ち入ること。
- (15) 前各号のほか、他の旅客及び公衆の迷惑となり、又は係員の職務遂行の妨げとなる行為をすること。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

交通局規程第17号

横浜市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「横浜市高速鉄道・乗合自動車共通カード乗車券発売規程（平成4年3月交通局規程第7号）第2条第1項、」を削除し、「横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月交通局規程第9号）」を「横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程（令和7年10月交通局規程第15号）」に改める。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村庄一

交通局規程第18号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「7条に規定する普通乗車券」を「7条に規定する普通券」に改める。

第10条の3第1号中「並びに横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程（昭和56年5月交通局規程第9号。以下「共通1日乗車券等発売規程」という。）第2条第2項に規定する連絡通勤定期乗車券及び連絡身体障害者等割引通勤定期乗車券」を削る。

第22条第1項第1号中「高等専門学校」の次に「。ただし、通信制の高等学校又は大学の生徒又は学生は第2号才に定めるとおりとする」を加える。

第22条の2第1号ア「大学の生徒及び学生」を「大学の生徒又は学生」に改め、「高等部の生徒」の次に「。ただし、通信制の高等学校又は大学の生徒又は学生はイ(イ)に定めるとおりとする。」を加える。

同条の2第1号イ(イ)中「徒及び学生」を「生徒又は学生」に改める。

同条の2第1号イに次のように加える。

(イ) 通信制の高等学校及び大学で、1年の通学による授業時間が700時間以上で、管理者が発売認定したものの生徒又は学生

同条の2第2号ア中「小学部の児童及び児童」を「小学部の児童又は児童」に改める。

第42条の3中「共通1日乗車券等発売規程」を「横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程（令和7年10月交通局規程第15号。以下「共通1日乗車券規程」という。）」に改める。

同条の4中「共通1日乗車券等発売規程」を「共通1日乗車券規程」に改める。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

## 交通局告示第8号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

## 1 普通系統の表36の部中、

「

36	ア	緑車庫前～横浜駅西口	西菅田団地	往 12.890 復 12.540	
	イ	緑車庫前～横浜駅西口	菅田町	往 11.690 復 11.340	
	ウ	西菅田団地～横浜駅西口	片倉町駅前	往 9.680 復 9.330	
	エ	西菅田団地～東神奈川駅西口	片倉町駅前	往 7.300 復 7.300	
	オ	緑車庫前～東神奈川駅西口	西菅田団地	往 10.510 復 10.510	
	カ	緑車庫前～東神奈川駅西口	菅田町	往 9.310 復 9.310	

」

を

「

36	ア	緑車庫前～横浜駅西口	西菅田団地	往 12.890 復 12.540	
	イ	緑車庫前～横浜駅西口	菅田町	往 11.690 復 11.340	
	ウ	西菅田団地～横浜駅西口	片倉町駅前	往 9.680 復 9.330	
	エ	西菅田団地～東神奈川駅西口	片倉町駅前	往 7.300 復 7.300	
	オ	緑車庫前～東神奈川駅西口	西菅田団地	往 10.510 復 10.510	
	カ	緑車庫前～東神奈川駅西口	菅田町	往 9.310 復 9.310	
	キ	緑車庫前～片倉町駅前	菅田町	復 6.150	復路のみ

ク	緑車庫前～片倉 町駅前	西菅田団 地	往	7.350	往路のみ
---	----------------	-----------	---	-------	------

」

に改め、同表63の部を削る。

## 交通局告示第9号

## 地域限定共通1日乗車券の発売

横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券規程（令和7年10月交通局規程第15号。以下「規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、地域限定共通1日乗車券を次のとおり発売する。

地域限定共通1日乗車券の発売（令和2年7月交通局告示第10号）は、令和7年11月11日限り廃止する。

令和7年10月24日

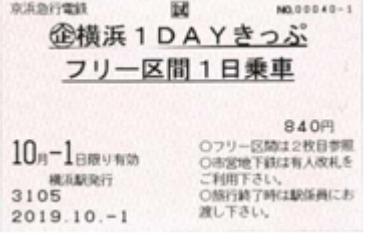
横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

## 1 乗車券の名称

- (1) 地域限定バス・地下鉄共通1日乗車券「みなとぶらりチケット（紙券）」（横浜市交通局発行）
- (2) 地域限定バス・地下鉄共通1日乗車券「みなとぶらりチケットワイド（紙券）」（横浜市交通局発行）
- (3) 地域限定バス・地下鉄共通1日乗車券「みなとぶらりチケット（デジタル版）」（横浜市交通局発行）
- (4) 地域限定バス・地下鉄共通1日乗車券「みなとぶらりチケットワイド（デジタル版）」（横浜市交通局発行）
- (5) 地域限定バス・地下鉄共通1日乗車券「EXみなとぶらりチケット」（横浜市交通局発行）
- (6) 横浜1DAYきっぷ（京浜急行電鉄株式会社発行）
- (7) 相鉄発みなとぶらりチケット（相模鉄道株式会社発行）

## 2 乗車券の様式

	
(みなとぶらりチケット（紙券）)	(みなとぶらりチケットワイド（紙券）)

	
<p>(みなとぶらりチケット（デジタル版・例示）)</p> <p>左： my route 中央： Klook 右：アットヨコハマ</p>	<p>(みなとぶらりチケットワイド（デジタル版・例示）)</p> <p>左： my route 中央： Klook 右：アットヨコハマ</p>
	
<p>(EX みなとぶらりチケット）</p>	<p>(横浜 1 DAY きっぷ・例示）</p>
	
<p>(相鉄発 みなとぶらりチケット・例示）</p>	

### 3 乗車券の種類

#### 地域限定共通1日乗車券

#### 4 発売額

- (1) みなとぶらりチケット（紙券及びデジタル版）

大人 700 円  
小児 350 円

- (2) みなとぶらりチケットワイド（紙券及びデジタル版）

大人 750 円  
小児 380 円

- (3) EX みなとぶらりチケット

大人 700 円

小児 350 円

ただし、発売日当日、前日又は前々日に、東海道・山陽・九州新幹線のネット予約サービス（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が東海道・山陽・九州新幹線の東京・鹿児島中央間を対象に提供する会員制ネット予約サービス「エクスプレス予約」及びネット予約サービス「スマートEX」をいう。）のエクスプレス商品（「エクスプレス予約」又は「スマートEX」の会員がインターネットで予約・購入できるIC商品及びきっぷ商品をいう。）を利用し、新横浜駅を除く東海道新幹線の各駅、山陽新幹線の各駅及び九州新幹線の各駅から東海道新幹線の新横浜駅まで乗車した旅客に、新横浜駅までの乗車1回につき本乗車券を2枚まで発売する。

(4) 横浜 1 DAY きっぷ

大人 500 円

小児 250 円

ただし、乗車券の総額には、京浜急行電鉄株式会社及び横浜高速鉄道株式会社の運賃が加算される。

(5) 相鉄発みなとぶらりチケット

大人 700 円

小児 350 円

ただし、乗車券の総額には、相模鉄道株式会社の運賃が加算される。

5 乗車方法

旅客は、乗車時に、乗合自動車にあっては乗務員に、高速鉄道にあっては駅係員に対し乗車券を呈示し、降車する停留所又は駅を指定しなければならない。

6 発売期間及び適用期間

通年

7 適用日

乗車券に記載された当日、又は旅客が指定する1日

8 適用区間

別表1のとおり

9 発売場所及び購入方法

(1) みなとぶらりチケット（紙券）

横浜市高速鉄道駅（横浜、高島町、桜木町、関内、伊勢佐木長者町、阪東橋、吉野町）、管理者が別に定める定期券の発売場所（横浜駅お客様サービスセンター、横浜駅東口発売所）及び横浜市内の提携ホテル・施設

(2) みなとぶらりチケットワイド（紙券）

横浜市高速鉄道駅（新横浜、横浜、高島町、桜木町、関内、

伊勢佐木長者町、阪東橋、吉野町）、管理者が別に定める定期券の発売場所（横浜駅お客様サービスセンター、横浜駅東口発売所）及び横浜市内の提携ホテル・施設

- (3) みなとぶらりチケット（デジタル版）及びみなとぶらりチケットワイド（デジタル版）

旅客が所有するスマートフォン等で所定の操作により購入する。

- (4) EX みなとぶらりチケット

横浜市高速鉄道駅（新横浜）

## 10 払戻し

- (1) みなとぶらりチケット（紙券）、みなとぶらりチケットワイド（紙券）及びEX みなとぶらりチケット

旅客は、乗車券購入後、当該乗車券が不要になった場合、購入時に指定した乗車指定日の前日までに限り、横浜市高速鉄道各駅及び管理者が別に定める定期券の発売場所（横浜駅お客様サービスセンター、横浜駅東口発売所）において、払戻しを受けることができる。

- (2) みなとぶらりチケット（デジタル版）及びみなとぶらりチケットワイド（デジタル版）

旅客は、未利用券について、旅客が所有するスマートフォン等で所定の操作により払戻しを受けることができる。ただし「my route」及び「アットヨコハマ」は購入の日から 180 日以内に限る。

## 11 その他

この告示に定めのない事項については、規程の定めるところによる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年11月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の改正の際現にこの告示による廃止前の告示により規定されたみなとぶらりチケット（紙券及びデジタル版）、みなとぶらりチケットワイド（紙券及びデジタル版）、EX みなとぶらりチケット、横浜1DAYきっぷ及び相鉄発みなとぶらりチケットは、その通用期間中に限り、この告示により規定された適用区间に使用することができる。

（旧券の払戻し）

- 3 この告示の改正の際現にこの告示による廃止前の告示の規定により旧料金で発売したみなとぶらりチケット（紙券）、みなとぶらりチケットワイド（紙券）及びEX みなとぶらりチケットを所持

する者は、令和16年3月31日までの期間に限り、この告示の「10 払戻し」に定める払戻し場所において払戻しを行うことができる。この場合において、料金の払戻し手数料は、徴収しないものとする。なお、旧料金及び払戻しの金額は次の各号のとおり。

## (1) みなとぶらりチケット（紙券）

大人 500 円  
小児 250 円

## (2) みなとぶらりチケットワイド（紙券）

大人 550 円  
小児 280 円

## (3) EX みなとぶらりチケット

大人 500 円  
小児 250 円

## 別表1

## 1 高速鉄道（横浜市交通局）

路線	適用区間	備考
1、3号線	横浜～吉野町	往復
1、3号線	新横浜・横浜～吉野町 (みなとぶらりチケットワイド ・EX みなとぶらりチケット限定)	往復 ※ 新横浜 ⇄ 横浜間途中乗降無効
1、3号線	横浜～吉野町・上大岡 (横浜1DAYきっぷ限定)	往復 ※ 吉野町 ⇄ 上大岡間途中乗降無効

## 2 乗合自動車（横浜市交通局）

系統番号	適用区間	備考
8	三溪園入口・山下ふ頭入口～横浜駅前	往復 ※ 三溪園入口 ⇄ 山下ふ頭入口間途中乗降無効
9	滝頭・高島町 → 横浜駅前	片方向のみ ※ 滝頭 → 高島町間途中乗降無効
	横浜駅前・滝頭	片方向のみ ※ 横浜駅前 → 滝頭間途中乗降無効
20	桜木町駅前～港の見える丘公園前	往復
	山下ふ頭～港の見える丘公園前	

21	市電保存館前・元町～桜木町駅前	往復 ※市電保存館前 ⇄ 元町間 途中乗降無効
26	横浜人形の家前～横浜駅前	往復
32	初音町→日本大通り駅県庁前	片方向のみ
	新県庁前→初音町	片方向のみ
58	桜木町駅前～山下ふ頭入口	往復
66	桜木町駅前→山下町・山下ふ頭入口→桜木町駅前	全区間 ※山下町→山下ふ頭入口間 途中乗降無効
68	滝頭・中村橋～初音町	往復 ※滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
79	吉野町駅前→日本大通り駅県庁前	片方向のみ
	吉野町駅前→港町	片方向のみ
	吉野町駅前→市大センター病院前	片方向のみ
	新県庁前→吉野町駅前	片方向のみ
	関内駅北口→吉野町駅前	片方向のみ
	南区総合庁舎前→吉野町駅前	片方向のみ
89	横浜駅前～野毛山動物園前	往復
101	高島町～元町	往復
102	横浜駅前・初音町～市大センタービル病院前～初音町・高島町→横浜駅前	全区間 ※横浜駅前→初音町間、初音町→高島町間 途中乗降無効
	横浜駅前・初音町→中村橋・滝頭	片方向のみ ※横浜駅前→初音町間、中村橋→滝頭間 途中乗降無効
	滝頭・中村橋→初音町・高島町→横浜駅前	片方向のみ ※滝頭→中村橋間、初音町→高島町間 途中乗降無効

103	横浜駅前・野毛坂→長者町1丁目	片方向のみ ※ 横浜駅前→野毛坂間 途中乗降無効
	長者町1丁目→野毛坂・高島町 →横浜駅前	片方向のみ ※ 野毛坂→高島町間 途中乗降無効
105	元町～横浜駅前	往復
106	元町→高島町	片方向のみ
	横浜駅前→元町・三溪園入口	片方向のみ ※ 元町→三溪園入口間 途中乗降無効
	高島町→桜木町駅前（市役所口）	片方向のみ
109	横浜駅前→山下ふ頭入口→横浜駅前	全区間 ※ 山下ふ頭入口→山下ふ頭入口間 途中乗降無効
113	滝頭・中村橋～桜木町駅前	往復 ※ 滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
123	横浜駅前～山下町	往復
156	滝頭・中村橋～パシフィコ横浜	往復 ※ 滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
158	滝頭・中村橋～桜木町駅前	往復 ※ 滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
168	横浜駅前～山下ふ頭入口・三溪園入口	往復 ※ 山下ふ頭入口 ⇄ 三溪園入口間 途中乗降無効
200	横浜駅前→（パシフィコ横浜、カッピヌードルパーク・ハンマーへッド入口）→中華街入口→（赤レンガ倉庫前、ハンマーへッド、パシフィコ横浜）→横浜駅改札口前	全区間

271	桜木町駅前～（赤レンガ倉庫・マリン＆ウォーク、中華街、赤レンガ倉庫前）～桜木町駅前	全区間
	桜木町駅前（市役所口）～（ワールドポーターズ）～ハンマー ヘッド	往復
280	横浜駅前～桜木町駅前～中華街入口～三溪園	往復
292	野毛坂～パシフィコ横浜	往復
327	滝頭・中村橋～桜木町駅前	往復 ※滝頭 ⇄ 中村橋間 途中乗降無効
328	元町→横浜駅前	片方向のみ
341	元町→横浜駅前	片方向のみ

## 3 乗合自動車（神奈川中央交通）

系統番号	適用区間	備考
11	中村橋～桜木町駅前	往復
77	高島町→横浜駅東口	片方向のみ
横43	吉野町駅前～横浜駅東口	往復
港61	横浜駅東口～吉野町駅前	往復
戸03	吉野町駅前～県庁入口	往復
戸45	吉野町駅前～桜木町駅前	往復
東06	吉野町駅前→県庁入口	片方向のみ
船20	桜木町駅前～吉野町駅前	往復

---

教育委員会

---

横浜市教育委員会公告第9号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和7年10月9日懲戒処分に付した。

令和7年10月24日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立本郷台 小学校	教諭	小瀬村 史也	免職

---

監査委員

---

横浜市監査委員公表第11号

住民監査請求（令和7年5月13日受付）に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年10月24日

横浜市監査委員	酒井良清
同	高品彰一
同	前田一
同	瀬之間浩
同	麓理恵

別紙

こ 権 第 2627 号  
令和7年9月30日

横浜市監査委員 酒井良清様  
同 高品彰様  
同 前田一様  
同 瀬之間康浩様  
同 麓理恵様

横浜市長 山中竹春



住民監査請求（女性支援事業の補助金に関するもの）に係る  
勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和7年7月11日監監第397号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

担当 こども青少年局こどもの権利擁護課 足立、竹内  
電話 671-4288  
メール kd-kenriyogo@city.yokohama.lg.jp

## 住民監査請求の監査結果（勧告）に基づく措置

### 1 監査結果（勧告の内容）

令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金の支出のうち、使用料及び賃借料（アウトリーチ支援部屋代）全部を補助対象経費としたことはその根拠を欠き不当であるとの判断のもと、次に掲げる措置を講じることについて勧告を受けています。

- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること。
- (2) 調査の結果、本件事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

### 2 勧告に基づき講じた措置

#### (1) 本件事業の実施に必要な経費の実績額の再調査及び特定

当該補助金に係る対象経費の算定を客観的に検証可能なものとするため、対象経費の基本的な考え方や点検ポイント、実績額の確定のために必要な書類などを一覧にしたチェックリストを作成し、補助対象団体に説明のうえ共有しました。

このチェックリストに基づき、令和5年度補助金の再調査及び特定を行い、令和7年9月30日付で補助金交付額確定（再確定）を通知しました。

なお、チェックリストに記載した対象経費の基本的な考え方等は、次のとおりです。

#### ア アウトリーチ支援部屋代（自らが保有する建物を使用する場合の経費（原価）の算定）

アウトリーチ支援のために補助対象団体が自らの施設を使用する場合、チェックリストの「会議費」及び「使用料及び賃借料」の説明において、原則対象外となることを明記しました。ただし、施設を使用する際に発生する費用（光熱水費、建物の維持管理に必要な費用（清掃委託料等）等）のうち、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱で補助対象経費として指定している費目については、使用面積及び使用時間で按分した費用について補助を行うこととしました。

再調査の結果、施設を使用する際に発生する費用は、補助対象団体が補助対象事業費として計上しなかつたことから、0円となりました。

#### イ 明確に区分することが困難な経費の対応

人件費などの本件事業の実施に必要な経費とそれ以外の経費について明確に区分することが困難な経費について、按分の考え方や算定方法、従事時間等の確認方法をチェックリストに明記しました。

#### ウ 適切な領収書の添付が困難な場合の対応

チェックリストに、「購入した物品や数量、用途、納品日、金額を確認できる資料が整備されて

いるか」の項目を設け、領収書以外に支払いの事実を客観的に証明できる書類に備えるべき具体的な内容を明示しました。また、本市チェック欄を設けることで、補助対象団体からの書類によらず、現地確認等により支払いの事実を確認する場合に本市として記録を残すこととしました。

## エ 配布用の印刷物等の成果物及び消耗品等の購入物を現地確認する場合の対応

チェックリストの本市チェック欄を活用し、本市として記録を残すこととしました。

### (2) 損害の補填に向けた適切な対応

補助対象団体に対し、交付額（1,450,000円）と再調査後の確定額（1,376,704円）の差額である73,296円について、令和7年10月31日までの返還を請求します。

### (3) 再発防止に向けた実効性のある具体的な対応

勧告を受けて作成したチェックリストについては、令和6年度分以降の若年女性支援モデル事業補助金に係る交付事務においても活用していきます。

なお、令和6年度補助金については令和7年10月17日を期限として、実績額の再調査を補助交付団体に依頼しています。その後、所管課において提出書類等を審査し、実績額を確定のうえ、必要な場合には、補助金の返還を請求していきます。

---

市会

---

横浜市会規程第6号

横浜市会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和6年3月横浜市会規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月24日

横浜市会議長 渋 谷 健

第2条第2項中「第2条第2項第1号」を「第2条第2項第1号イ」に改める。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

---

正 誤

---

令和7年定期第210号67ページ下から4行目「38条第1」は「38条第1項」の誤り。